

2006 年 5 月 18 日

「知的財産推進計画 2006」(案)に対する意見

コンテンツ専門調査会委員

依 田 巽

知的財産基本法およびコンテンツ促進法（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律）に基づき、コンテンツ振興に向け様々な改革・施策が実施されてきたことを高く評価するところである。特に 2004 年度から 2006 年度はコンテンツ・ビジネスの集中改革期間と位置づけられ、コンテンツ・ビジネス改革のロードマップに従い基盤整備が着実に進んでいるものの、デジタル化、ネットワーク化等の環境変化に伴い、コンテンツ・ビジネスの飛躍的拡大に向けた新たな課題も明らかになりつつあることも事実である。

知的財産基本法については、附則第 2 条に基づきその施行状況の検討が行われたところであるが、コンテンツ促進法についても 2004 年 6 月施行後、3 年目を迎えることになり、また、コンテンツ・ビジネスの集中改革期間も最終年度を迎えることもあり、この機にコンテンツ促進法の施行状況を評価し、必要に応じて同法の拡充・強化を図るとともに、同法の目的実現に向け具体的な課題への対応を含め必要な制度環境を整備していくべきである。

以 上